

V 退職者及び被扶養配偶者の国民年金に関する手続

公立学校共済組合の組合員の「被扶養配偶者」は、国民年金第3号被保険者として、当共済組合がその届出手続きの代行及び保険料の負担をしています。

組合員が退職すると、その被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、個人で国民年金被保険者の種別変更の手続きをする必要があります。

ただし、組合員の退職時において、被扶養配偶者が60歳以上の場合は、被保険者資格を喪失しているため、この手続きは必要ありません。

(国民年金被保険者の種別)

	該当する方	届出	保険料
第1号被保険者	国内に住所を有する自営業者、農林漁業者等で、第2号、第3号のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の方	居住する市町村へ直接個人で手続きをする。	個人で負担 令和5年度 月額16,520円
第2号被保険者	公務員、会社員等のように共済組合や厚生年金保険(船員も含む)に加入されている方	手続きは不要	共済組合等が一括納入
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	公立学校共済組合の組合員の被扶養配偶者については、組合が代行する。	個人負担なし (保険者負担)

※ 60歳未満の任意継続組合員は、第1号被保険者になります。

(1) 組合員が退職後、再就職し、共済組合※や厚生年金に加入した場合

※ 60歳未満の任意継続組合員は第1号被保険者となるため(2)の手続きが必要です。

	組合員 (65歳未満)	被扶養配偶者 (60歳未満)
年金区分	第2号被保険者→第2号被保険者	第3号被保険者→第3号被保険者
届出	手続きは不要	届出書を組合員の勤務先へ提出する
保険料	共済組合等が一括納入	個人負担なし(保険者負担)

(2) 国民年金に加入する場合（組合員が退職後、再就職しない場合又は、再就職したが共済組合や厚生年金に加入しない場合）

	組合員（60歳未満）	被扶養配偶者（60歳未満）
年金区分	第2号被保険者→第1号被保険者	第3号被保険者→第1号被保険者
届出	居住市町村へ直接個人で手続きする ・資格喪失証明書（所属所長が発行） ・印鑑 （・年金手帳）	居住市町村へ直接個人で手続きする ・資格喪失証明書（所属所長が発行） ・印鑑 （・年金手帳）
保険料	個人で負担（令和5年度月額 16,520円）	個人で負担（令和5年度月額 16,520円）

(3) 配偶者の被扶養者になる場合（組合員が退職後、再就職しない場合）

	組合員（60歳未満）
年金区分	第2号被保険者→第3号被保険者
届出	届出書を配偶者の勤務先へ提出する
保険料	個人負担なし（保険者負担）

[MEMO] 60歳に達しても保険料納付済期間等をわずかに満たさない場合

被扶養配偶者が60歳に達しても、老齢基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間等をわずかに(1~5年)満たさない場合などは、70歳に達するまで第1号被保険者として任意加入することができます。支給に必要な資格期間は平成29年8月に25年から10年に短縮されています。

保険料納付済期間等を満たした被扶養配偶者が65歳に達すれば、老齢基礎年金が支給されます。

なお、詳しいことは居住する市町村にお問い合わせください。

(4) 国民年金の保険料

第1号被保険者(自営業など)の保険料は、一律定額制となっています。(令和5年度は月額 16,520円)

なお、上記のほかに月額 400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に加えて、次の式で計算した付加年金が支給されます。

200円×付加保険料納付月数

例えば、20年間支払った場合は、200円×240か月=48,000円を毎年上乗せで受取れます。支払った総額(400円×240か月=96,000円)と比べると、2年で元が取れることとなります。

付加保険料を納めることができるのは、国民年金の第1号被保険者(自営業など)のみです。付加保険料を納めることを希望される場合は、年金事務所に申し出てください。